

接続約款変更届出書

2022年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 〒102-0072
住 所 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 竹澤 浩

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和4年4月1日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用) 第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、ＫＤＤＩ株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。 2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定ＢＷＡ事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定ＢＷＡ事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。	(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用) 第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、ＫＤＤＩ株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。 2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定ＢＷＡ事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定ＢＷＡ事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。

※準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照は別添のとおり。

準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照

新	旧
第 1 ～ 9 章（略） 第 10 章 料金等 （略） 第 2 節 （略） （定額制の網使用料の支払義務） 第 65 条の 2 当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。 3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。）について、料金表第 1 表第 1（網使用料）<u>及び第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）</u>に規定する定額制の網使用料の支払いを要します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）<u>及び第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）1（適用）</u>に別の定めがある場合には、この限りではありません。 第 4 節 料金の計算及び支払い （略） （接続料金の遡及適用） 第 75 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。 2 当社及び特定 BWA 事業者は、料金表第 1 表第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。	第 1 ～ 9 章（略） 第 10 章 料金等 （略） 第 2 節 （略） （定額制の網使用料の支払義務） 第 65 条の 2 当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。 3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。）について、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する定額制の網使用料の支払いを要します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）に別の定めがある場合には、この限りではありません。 第 4 節 料金の計算及び支払い （略） （接続料金の遡及適用） 第 75 条 当社は、料金表第 1 表（接続料金）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。 <u>ただし、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）1（適用）2（料金額）2－4 の 2（LTE 直収パケット接続機能）及び 2－4 の 3（LTE 直収パケット接続機能（LPWA））に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。</u> 2 当社及び特定 BWA 事業者は、料金表第 1 表第 1 の 2（将来原価方式対象機能の網使用料）に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

新	旧																																																												
(略) 料金表 (略) 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 2 料金額 2-1 端末接続機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>端末接続機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.051928円</u></td></tr></table> 2-2 MNP転送機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>MNP転送機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.022099円</u></td></tr></table> (略) 2-6 文字メッセージ通信接続機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.46193円</u></td></tr></table> (略) 2-8 O O X Y 自動接続回線管理機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>O O X Y 自動接続回線管理機能</td><td>1 契約者回線ごとに</td><td><u>82円</u></td><td>月額</td></tr></table> (略) 第2 網改造料 (略) 2 料金額 (略) 2-2 年額料金の算定に係る比率 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>諸掛費率</td><td>0.085</td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.051928円</u>	区 分	単 位	料 金 額	MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.022099円</u>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	<u>0.46193円</u>	区 分	単 位	料金額	備考	O O X Y 自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>82円</u>	月額	区 分	内 容	諸掛費率	0.085	(略) 料金表 (略) 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 2 料金額 2-1 端末接続機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>端末接続機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.055527円</u></td></tr></table> 2-2 MNP転送機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>MNP転送機能</td><td>1 秒ごとに</td><td><u>0.0052556円</u></td></tr></table> (略) 2-6 文字メッセージ通信接続機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td>文字メッセージ通信接続機能</td><td>1 通信ごとに</td><td><u>0.43339円</u></td></tr></table> (略) 2-8 O O X Y 自動接続回線管理機能 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額</th><th>備考</th></tr><tr><td>O O X Y 自動接続回線管理機能</td><td>1 契約者回線ごとに</td><td><u>83円</u></td><td>月額</td></tr></table> (略) 第2 網改造料 (略) 2 料金額 (略) 2-2 年額料金の算定に係る比率 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>諸掛費率</td><td>0.085</td></tr></table>	区 分	単 位	料 金 額	端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055527円</u>	区 分	単 位	料 金 額	MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0052556円</u>	区 分	単 位	料 金 額	文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	<u>0.43339円</u>	区 分	単 位	料金額	備考	O O X Y 自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>83円</u>	月額	区 分	内 容	諸掛費率	0.085
区 分	単 位	料 金 額																																																											
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.051928円</u>																																																											
区 分	単 位	料 金 額																																																											
MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.022099円</u>																																																											
区 分	単 位	料 金 額																																																											
文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	<u>0.46193円</u>																																																											
区 分	単 位	料金額	備考																																																										
O O X Y 自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>82円</u>	月額																																																										
区 分	内 容																																																												
諸掛費率	0.085																																																												
区 分	単 位	料 金 額																																																											
端末接続機能	1 秒ごとに	<u>0.055527円</u>																																																											
区 分	単 位	料 金 額																																																											
MNP転送機能	1 秒ごとに	<u>0.0052556円</u>																																																											
区 分	単 位	料 金 額																																																											
文字メッセージ通信接続機能	1 通信ごとに	<u>0.43339円</u>																																																											
区 分	単 位	料金額	備考																																																										
O O X Y 自動接続回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>83円</u>	月額																																																										
区 分	内 容																																																												
諸掛費率	0.085																																																												

新			
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.071	
	法定耐用年数経過後	0.057	

第2表 工事費
(略)
2 工事費の額
工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

区 分		単 位	料 金 額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット 接続に係るデータ設 定工事費	(略)	(略)	(略)
	イ 第6条（標準的な接続 箇所）表中第2欄に規定す る接続箇所における接続に 係る工事のうち接続帯域幅 の変更に係る工事に要する 費用	1 工事ごとに	69,300 円
(3) (略)	(略)	(略)	(略)

(略)

2-3 2-2に適用する作業単金

区 分	単 位	料 金 額
作業単金	一人あたり1時間ごと	6,930円

(略)

第4表 その他の費用

第1 a u I Cカードの貸与に係る費用の額

区 分	単位	形 状	費用の額	備 考
-----	----	-----	------	-----

旧		
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.084
	法定耐用年数経過後	0.066

第2表 工事費
(略)
2 工事費の額
工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

区 分		単 位	料 金 額
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 直収パケット 接続に係るデータ設 定工事費	(略)	(略)	(略)
	イ 第6条（標準的な接続 箇所）表中第2欄に規定す る接続箇所における接続に 係る工事のうち接続帯域幅 の変更に係る工事に要する 費用	1 工事ごとに	68,800 円
(3) (略)	(略)	(略)	(略)

(略)

2-3 2-2に適用する作業単金

区 分	単 位	料 金 額
作業単金	一人あたり1時間ごと	6,880円

(略)

第4表 その他の費用

第1 a u I Cカードの貸与に係る費用の額

区 分	単位	形 状	費用の額	備 考
-----	----	-----	------	-----

新						旧					
a u I Cカードの貸 与に係 る費用	a u I Cカ ードの貸与 に係る請求 をし、当社 が承諾した ときに要す る費用	1 枚ご とに	「 Mini- UICC」、又は 「4FF」	<u>218 円</u>	L T E直収パケット接続 機能 (<u>携帯電話・BWA電 波連携分</u>)及びO O X Y自 動接続機能での利用が可能 です。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。	a u I Cカードの貸 与に係 る費用	a u I Cカ ードの貸与 に係る請求 をし、当社 が承諾した ときに要す る費用	1 枚ご とに	「 Mini- UICC」、又は 「4FF」	<u>212 円</u>	<u>W I N直収パケット接続 機能</u> 、L T E直収パケット 接続機能及びO O X Y自 動接続機能での利用が可能 です。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。
			「 Plug-in UICC 」、 「 Mini- UICC」、又は 「4FF」	<u>127 円</u>	L T E直収パケット接続 機能 (<u>携帯電話・BWA電 波連携分</u>)、 <u>5 G (N S A 方式)直収パケット接続機 能 (携帯電話・BWA電波 連携分)</u> 及びO O X Y自動 接続機能での利用が可能 です。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。				「 Plug-in UICC 」、 「 Mini- UICC」、又は 「4FF」	<u>126 円</u>	L T E直収パケット接続 機能及びO O X Y自動接 続機能での利用が可能で す。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。
			「4FF」	<u>127 円</u>	L T E直収パケット接続 機能 (L P W A、 <u>携帯電話・ BWA電波連携分</u>)での利 用が可能です。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。				「4FF」	<u>126 円</u>	L T E直収パケット接続 機能 (L P W A)での利用 が可能です。 発注枚数などの条件により 変更する場合があります。
(略)						(略)					
別表 1 接続により提供する機能						別表 1 接続により提供する機能					
1-1 基本接続機能						1-1 基本接続機能					
機能の区分		機能の内容				機能の区分		機能の内容			
(略)		(略)				(略)		(略)			
備考		(略)				備考		(略)			

新			旧		
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>W I N 直 収 パ ケット 接 続 機 能</u>	<u>受信において最高2. 4 Mbit/s 又は最 高3. 1 Mbit/s の符号伝送が可能な通 信方式に対応した端末設備との間に電 気通信回線を設定して提供するW I N 特定接続サービスを対象とし、当社の契 約者回線（当該契約者回線の契約者が、 当該契約者回線の設定に係る協定事業 者との電気通信役務の提供に関する契 約を同時に締結している場合に限りま す。）と協定事業者の電気通信設備と の間の通信を直収パケット交換機を介 して行う機能</u>	<u>M V N O サービス 契 約 以 外の 契 約 者 回 線 は 利 用 で き ませ ん。</u>
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>L T E 直 収 パ ケット 接 続 機 能</u>	<u>L T E 方式に対応した端末設備との間 に電気通信回線を設定して提供するL T E 特定接続サービスを対象とし、当社 の契約者回線（当該契約者回線の契約者 が、当該契約者回線の設定に係る協定事 業者との電気通信役務の提供に関する 契約を同時に締結している場合に限り ます。）と協定事業者の電気通信設備と の間の通信を直収パケット交換機を介 して行う機能</u>	<u>M V N O サービス 契 約 以 外の 契 約 者 回 線 は 利 用 で き ませ ん。</u>
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>L T E 直 収 パ ケット 接 続 機 能（L P W A）</u>	<u>L T E 方式に対応した端末設備との間 に電気通信回線を設定して提供するL P W A 特定接続サービスを対象とし、当 社の契約者回線（当該契約者回線の契約 者が、当該契約者回線の設定に係る協 定事業者との電気通信役務の提供に関 する契約を同時に締結している場合に 限ります。）と協定事業者の電気通信 設備との間の通信を直収パケット交換 機を介して行う機能</u>	<u>M V N O サービス 契 約 以 外の 契 約 者 回 線 は 利 用 で き ませ ん。</u>
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

新			旧		
1-2 個別占有的接続機能			1-2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
削除	削除	削除	直収パケット接続機能	当社の契約者（仮想携帯電話事業者と電気通信役務契約を締結しているものを除きます。）回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。
削除	削除	削除	L T E 直収パケット接続装置機能	L T E方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL T E特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
削除	削除	削除	L T E 直収パケット接続装置機能（L P W A）	L T E方式に対応した端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するL P W A特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		

新	旧
別表 2 接続形態 (略) 2 接続形態表 <u>添付 1 (新) のとおり</u> (略) <u>附則 (令和 4 年 3 月 24 日 K D D I 移企調第 2018 号及び O C T 技第 21-126 号)</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から実施します。</u> <u>2 ただし、この改正規定のうち、料金表第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 2 料金額及び第 2 網改造料 2 料金額 2-2 年額料金の算定に係る比率の規定は、令和 4 年 3 月 31 日から実施します。</u>	別表 2 接続形態 (略) 2 接続形態表 <u>添付 2 (旧) のとおり</u> (略)

技術的条件の新旧対照

新	旧
技術的条件集 目次 技術的条件集 第1章 通則 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節～第2節 (略) 第3節 <u>削除</u> 第18条 <u>削除</u> 第19条 <u>削除</u> 第20条 <u>削除</u> (略) 技術的条件集別表 (対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (WIN方式)) 別表11. <u>削除</u> (略) 第1章 通則 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節～第2節 (略) 第3節 <u>削除</u>	技術的条件集 目次 技術的条件集 第1章 通則 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節～第2節 (略) 第3節 <u>対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (WIN方式)</u> 第18条 <u>網構成</u> 第19条 <u>接続方式</u> 第20条 <u>その他接続に必要な事項</u> (略) 技術的条件集別表 (対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (WIN方式)) 別表11. <u>対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (WIN方式)</u> (略) 第1章 通則 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節～第2節 (略) 第3節 <u>対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (WIN方式)</u>

新

旧

<u>User-Name (1)</u>	<u>PAP : Authenticator-Request の Peer-ID を設定</u> <u>CHAP : Response の Name を設定</u>
<u>User-Password (2)</u>	<u>PAP:Authenticator-Request の Password を暗号化して設定</u>
<u>CHAP-Password (3)</u>	<u>CHAP : Response の Value を設定</u>
<u>NAS-IP-Addres (4)</u>	<u>当社網における設定値</u>
<u>NAS-Port (5)</u>	<u>当社網における設定値</u>
<u>Service-Type (6)</u>	<u>Value : Framed (2)</u>
<u>Framed-Protocol (7)</u>	<u>Value : PPP (1)</u>
<u>CHAP-Challenge (60)</u>	<u>CHAP : Challenge の Value を設定 (※)</u>
<u>NAS-Port-Type (61)</u>	<u>当社網における設定値</u>

(※) CHAP : Challenge の Value は、Authenticator へ設定される場合があります。
す。

注：上記以外のアトリビュートに関しては、Value の規定無しとします。

② Accounting-Request (4)

<u>Type</u>	<u>Value</u>
<u>User-Name (1)</u>	<u>PAP : Authenticator-Request の Peer-ID を設定</u> <u>CHAP : Response の Name を設定</u>
<u>NAS-IP-Addres (4)</u>	<u>当社網における設定値</u>
<u>NAS-Port (5)</u>	<u>当社網における設定値</u>
<u>Service-Type (6)</u>	<u>Value : Framed (2)</u>
<u>Framed-Protocol (7)</u>	<u>Value : PPP (1)</u>
<u>Framed-IP-Address (8)</u>	<u>DTE に設定される IP アドレス</u>
<u>Acct-Status-Type (40)</u>	<u>開始 : Start (1) を設定</u> <u>終了 : Stop (2) を設定</u>
<u>Acct-Delay-Time (41)</u>	<u>タイムラグ (秒) を設定</u>
<u>Acct-Input-Octets (42)</u>	<u>DTE から送信されたパケットの総オクテット数</u>

新	旧																											
	<table><tr><td><u>Acct-Output-Octets (43)</u></td><td><u>DTE に送信されたパケットの総オクテット数</u></td></tr><tr><td><u>Acct-Session-ID (44)</u></td><td><u>当社網における設定値</u></td></tr><tr><td><u>Acct-Authentic (45)</u></td><td><u>Value : RADIUS (1)</u></td></tr><tr><td><u>Acct-Session-Time (46)</u></td><td><u>Start から Stop までの時間（秒）を設定</u></td></tr><tr><td><u>Acct-Input-Packets (47)</u></td><td><u>DTE から送信された総パケット数</u></td></tr><tr><td><u>Acct-Output-Packets (48)</u></td><td><u>DTE に送信された総パケット数</u></td></tr><tr><td><u>NAS-Port-Type (61)</u></td><td><u>当社網における設定値</u></td></tr></table>	<u>Acct-Output-Octets (43)</u>	<u>DTE に送信されたパケットの総オクテット数</u>	<u>Acct-Session-ID (44)</u>	<u>当社網における設定値</u>	<u>Acct-Authentic (45)</u>	<u>Value : RADIUS (1)</u>	<u>Acct-Session-Time (46)</u>	<u>Start から Stop までの時間（秒）を設定</u>	<u>Acct-Input-Packets (47)</u>	<u>DTE から送信された総パケット数</u>	<u>Acct-Output-Packets (48)</u>	<u>DTE に送信された総パケット数</u>	<u>NAS-Port-Type (61)</u>	<u>当社網における設定値</u>													
<u>Acct-Output-Octets (43)</u>	<u>DTE に送信されたパケットの総オクテット数</u>																											
<u>Acct-Session-ID (44)</u>	<u>当社網における設定値</u>																											
<u>Acct-Authentic (45)</u>	<u>Value : RADIUS (1)</u>																											
<u>Acct-Session-Time (46)</u>	<u>Start から Stop までの時間（秒）を設定</u>																											
<u>Acct-Input-Packets (47)</u>	<u>DTE から送信された総パケット数</u>																											
<u>Acct-Output-Packets (48)</u>	<u>DTE に送信された総パケット数</u>																											
<u>NAS-Port-Type (61)</u>	<u>当社網における設定値</u>																											
	<u>注：上記以外のアトリビュートに関しては、Value の規定無しとします。</u>																											
	<u>(その他接続に必要な事項)</u>																											
第20条 <u>削除</u>	第20条 <u>WIN直収パケット接続事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社とWIN直収パケット接続事業者間で別途協議の上、決定することとします。</u>																											
(略)	(略)																											
<u>技術的条件集別表－1（対移動体事業者接続用インタフェース）</u>	<u>技術的条件集別表－1（対移動体事業者接続用インタフェース）</u>																											
(略)	(略)																											
3. 3 当社網発信時のサービス接続条件	3. 3 当社網発信時のサービス接続条件																											
当社網発信時のサービス接続条件を表3. 3－1に示す。	当社網発信時のサービス接続条件を表3. 3－1に示す。																											
表3. 3－1 当社網発信時のサービス接続条件	表3. 3－1 当社網発信時のサービス接続条件																											
<table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>発信番号通知</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>三者通話</td><td>○</td><td></td></tr></table>	付加サービスの種類	接続条件	記事	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	発信番号通知	○		三者通話	○		<table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>発信番号通知</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>三者通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>プリペイド</u></td><td><u>□</u></td><td><u>接続を許容する番号は限定される</u></td></tr></table>	付加サービスの種類	接続条件	記事	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	発信番号通知	○		三者通話	○		<u>プリペイド</u>	<u>□</u>	<u>接続を許容する番号は限定される</u>
付加サービスの種類	接続条件	記事																										
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																										
発信番号通知	○																											
三者通話	○																											
付加サービスの種類	接続条件	記事																										
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																										
発信番号通知	○																											
三者通話	○																											
<u>プリペイド</u>	<u>□</u>	<u>接続を許容する番号は限定される</u>																										
凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供	凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供																											

新	旧																																																																								
3. 4 当社網着信時のサービス接続条件 当社網着信時のサービス接続条件を表 3. 4－1 に示す。 表 3. 4－1 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>発信者番号表示</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供 (略) 技術的条件集別表－6（対地域／国際事業者接続用インタフェース） (略) 3. 3 当社網発信時のサービス接続条件 当社網発信時のサービス接続条件を表 3. 3－1 に示す。 表 3. 3－1 当社網発信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>発信番号通知</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>三者通話</td><td>○</td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供	付加サービスの種類	接続条件	記事	応答保留	○		番号通知リクエスト	○		お留守番	○		割り込み通話	○		発信者番号表示	○		迷惑電話撃退	○		付加サービスの種類	接続条件	記事	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	発信番号通知	○		三者通話	○		3. 4 当社網着信時のサービス接続条件 当社網着信時のサービス接続条件を表 3. 4－1 に示す。 表 3. 4－1 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>発信者番号表示</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>E Z待ちうた</u></td><td><u>□</u></td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，<u>□＝特定接続のみ提供</u> (略) 技術的条件集別表－6（対地域／国際事業者接続用インタフェース） (略) 3. 3 当社網発信時のサービス接続条件 当社網発信時のサービス接続条件を表 3. 3－1 に示す。 表 3. 3－1 当社網発信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>発信番号通知</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>三者通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>プリペイド</u></td><td><u>□</u></td><td><u>接続を許容する番号は限定される</u></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供	付加サービスの種類	接続条件	記事	応答保留	○		番号通知リクエスト	○		お留守番	○		割り込み通話	○		発信者番号表示	○		迷惑電話撃退	○		<u>E Z待ちうた</u>	<u>□</u>		付加サービスの種類	接続条件	記事	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	発信番号通知	○		三者通話	○		<u>プリペイド</u>	<u>□</u>	<u>接続を許容する番号は限定される</u>
付加サービスの種類	接続条件	記事																																																																							
応答保留	○																																																																								
番号通知リクエスト	○																																																																								
お留守番	○																																																																								
割り込み通話	○																																																																								
発信者番号表示	○																																																																								
迷惑電話撃退	○																																																																								
付加サービスの種類	接続条件	記事																																																																							
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																																																																							
発信番号通知	○																																																																								
三者通話	○																																																																								
付加サービスの種類	接続条件	記事																																																																							
応答保留	○																																																																								
番号通知リクエスト	○																																																																								
お留守番	○																																																																								
割り込み通話	○																																																																								
発信者番号表示	○																																																																								
迷惑電話撃退	○																																																																								
<u>E Z待ちうた</u>	<u>□</u>																																																																								
付加サービスの種類	接続条件	記事																																																																							
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																																																																							
発信番号通知	○																																																																								
三者通話	○																																																																								
<u>プリペイド</u>	<u>□</u>	<u>接続を許容する番号は限定される</u>																																																																							

新	旧																																													
3. 4 当社網着信時のサービス接続条件 当社網着信時のサービス接続条件を表 3. 4－1 に示す。 表 3. 4－1 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>発信者番号表示</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供 (略) 技術的条件集別表－11 <u>削除</u> 技術的条件集別表－11 の 2 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (LTE 方式) (略) 技術的条件集別表－12 (対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース) (略)	付加サービスの種類	接続条件	記事	応答保留	○		番号通知リクエスト	○		お留守番	○		割り込み通話	○		発信者番号表示	○		迷惑電話撃退	○		3. 4 当社網着信時のサービス接続条件 当社網着信時のサービス接続条件を表 3. 4－1 に示す。 表 3. 4－1 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>記事</th></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>発信者番号表示</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>E Z 待ちうた</u></td><td><u>□</u></td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，<u>□＝特定接続のみ提供</u> (略) 技術的条件集別表－11 (<u>対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様</u>) (<u>W I N 方式</u>) <u>(略)</u> 技術的条件集別表－11 の 2 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (LTE 方式) (略) 技術的条件集別表－12 (対移動体事業者 S M S 接続用インタフェース) (略)	付加サービスの種類	接続条件	記事	応答保留	○		番号通知リクエスト	○		お留守番	○		割り込み通話	○		発信者番号表示	○		迷惑電話撃退	○		<u>E Z 待ちうた</u>	<u>□</u>	
付加サービスの種類	接続条件	記事																																												
応答保留	○																																													
番号通知リクエスト	○																																													
お留守番	○																																													
割り込み通話	○																																													
発信者番号表示	○																																													
迷惑電話撃退	○																																													
付加サービスの種類	接続条件	記事																																												
応答保留	○																																													
番号通知リクエスト	○																																													
お留守番	○																																													
割り込み通話	○																																													
発信者番号表示	○																																													
迷惑電話撃退	○																																													
<u>E Z 待ちうた</u>	<u>□</u>																																													

新	旧																																																															
3.2 サービス対象移動無線装置 SMSが送受信可能な移動無線装置を対象とする。 (略) 技術的条件集別表－17（対移動体事業者 I P 接続用インタフェース） (略) 5.1.5 当社網着信時のサービス接続条件 当社着網時のサービス接続条件を表 5-4 に示す。 表 5-4 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>備考</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>通話中保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>着信拒否</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ナンバーシェア</td><td>○</td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供	付加サービスの種類	接続条件	備考	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	応答保留	○		通話中保留	○		お留守番	○		割り込み通話	○		番号通知リクエスト	○		着信拒否	○		迷惑電話撃退	○		ナンバーシェア	○		3.2 サービス対象移動無線装置 SMSが送受信可能な移動無線装置を対象とする。 <u>但し、当社プリペイド電話の契約者回線から直接協定事業者宛への発信については、非許容とする。</u> (略) 技術的条件集別表－17（対移動体事業者 I P 接続用インタフェース） (略) 5.1.5 当社網着信時のサービス接続条件 当社着網時のサービス接続条件を表 5-4 に示す。 表 5-4 当社網着信時のサービス接続条件 <table><tr><th>付加サービスの種類</th><th>接続条件</th><th>備考</th></tr><tr><td>着信転送</td><td>□</td><td>転送接続を許容する番号は限定される</td></tr><tr><td>応答保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>通話中保留</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>お留守番</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>割り込み通話</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>番号通知リクエスト</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>着信拒否</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>迷惑電話撃退</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td><u>待ちうた</u></td><td><u>○</u></td><td></td></tr><tr><td>ナンバーシェア</td><td>○</td><td></td></tr></table> 凡例：○＝全接続に提供，□＝特定接続のみ提供	付加サービスの種類	接続条件	備考	着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される	応答保留	○		通話中保留	○		お留守番	○		割り込み通話	○		番号通知リクエスト	○		着信拒否	○		迷惑電話撃退	○		<u>待ちうた</u>	<u>○</u>		ナンバーシェア	○	
付加サービスの種類	接続条件	備考																																																														
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																																																														
応答保留	○																																																															
通話中保留	○																																																															
お留守番	○																																																															
割り込み通話	○																																																															
番号通知リクエスト	○																																																															
着信拒否	○																																																															
迷惑電話撃退	○																																																															
ナンバーシェア	○																																																															
付加サービスの種類	接続条件	備考																																																														
着信転送	□	転送接続を許容する番号は限定される																																																														
応答保留	○																																																															
通話中保留	○																																																															
お留守番	○																																																															
割り込み通話	○																																																															
番号通知リクエスト	○																																																															
着信拒否	○																																																															
迷惑電話撃退	○																																																															
<u>待ちうた</u>	<u>○</u>																																																															
ナンバーシェア	○																																																															

新		旧	
(略)		(略)	
12. 接続シーケンス		12. 接続シーケンス	
表 12-1 に示す代表的なシーケンス一覧を示す。		表 12-1 に示す代表的なシーケンス一覧を示す。	
表 12-1 シーケンス分類一覧		表 12-1 シーケンス分類一覧	
No. ※1	シーケンス分類	No. ※1	シーケンス分類
1	基本接続 (LTE 在圏)	1	基本接続 (LTE 在圏)
2	削除	2	基本接続 (3G 在圏)
3	不完了呼 (パターン 1 : 欠番)	3	不完了呼 (パターン 1 : 欠番)
4	不完了呼 (パターン 2 : セッション確立中のアナウンスメント)	4	不完了呼 (パターン 2 : セッション確立中のアナウンスメント)
5	不完了呼 (パターン 3 : 通信リクエストを拒否する場合のアナウンスメント)	5	不完了呼 (パターン 3 : 通信リクエストを拒否する場合のアナウンスメント)
6	着信転送サービス (CDIV) (CFU)	6	着信転送サービス (CDIV) (CFU)
7	着信転送サービス (CDIV) (CFNR)	7	着信転送サービス (CDIV) (CFNR)
8	削除	8	呼出し音のカスタマイズ (待ちうた) (LTE 在圏)
9	削除	9	呼出し音のカスタマイズ (待ちうた) (3G 在圏)
10	割込電話第 2 呼	10	割込電話第 2 呼
11	ナンバーシェア (パターン 1)	11	ナンバーシェア (パターン 1)
12	ナンバーシェア (パターン 2)	12	ナンバーシェア (パターン 2)
※ 1 : シーケンス No. 1, 10, 11, 12 は当社網は着側の網 シーケンス No. 3, 4, 5, 6, 7 は当社網は発側及び着側の網		※ 1 : シーケンス No. 1, <u>2, 8, 9</u> , 10, 11, 12 は当社網は着側の網 シーケンス No. 3, 4, 5, 6, 7 は当社網は発側及び着側の網	
(略)		(略)	
No. 2	削除	No. 2	基本接続 (3G 在圏)
削除		(略)	

新		旧	
(略)		(略)	
No. 8	<u>削除</u>	No. 8	<u>呼出し音のカスタマイズ（待ちうた）（LTE 在圏）</u>
<u>削除</u>		(略)	
No. 9	<u>削除</u>	No. 9	<u>呼出し音のカスタマイズ（待ちうた）（3G 在圏）</u>
<u>削除</u>		<u>(略)</u>	
(略)		(略)	

別表2 接続形態

1 適用

区分	内容														
(1)事業者の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>発信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td></tr><tr><td>着信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td></tr><tr><td>経由事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td></tr><tr><td>サービス制御事業者</td><td>当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者</td></tr><tr><td>IP</td><td>IP電話事業者</td></tr><tr><td>MVNO</td><td>仮想携帯電話事業者</td></tr></table>	用語	意味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	サービス制御事業者	当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者	IP	IP電話事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
用語	意味														
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者														
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者														
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）														
サービス制御事業者	当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者														
IP	IP電話事業者														
MVNO	仮想携帯電話事業者														
(2)表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（同一の事業者を複数経由する場合も含みます）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。 イ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には、専用役務区間を含む場合があります。 ウ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。 エ 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。														

2 接続形態表

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	－	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	1-2	削除			
当社	中継事業者	当社	C1-1	削除			
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-1	当社	当社	－	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-2	当社	当社	－	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	PHS事業者	2-1	当社	当社	－	
当社	－	端末系事業者	3-1	当社	当社	－	
			3-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5	削除			
			3-6	アイ以外の区間: 当社 イ 着信事業者欄: 端末系事業者	アイ以外の区間: 当社 イ 着信事業者欄: 当社	アイ以外の区間: ー イ 着信事業者欄: ー	
			3-7	当社	端末系事業者	－	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8	アイ以外の区間: 当社 イ 着側: 端末系事業者	アイ以外の区間: 当社 イ 着側: 端末系事業者	アイ以外の区間: ー イ 着側: ー	・着側は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067)に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99)に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10	端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-1	当社	当社	－	
			4-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5	中継事業者	端末系事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6	削除			
			4-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8	中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12	端末系事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13	端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	－	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
携帯電話事業者	中継事業者	当社	5-2	削除			
PHS事業者	中継事業者	当社	E5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
			6-1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			6-2	削除			
			6-3	削除			
			6-4	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	－	当社	7-1	削除			
			7-2	削除			
			7-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発信事業者となる場合を除きます。
			7-4	削除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1	削除			
			A7-2	削除			
			A7-3	削除			
			A7-4	削除			
			A7-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発信事業者となる場合を除きます。
			A7-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A7-7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発信事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1	削除			
端末系事業者	当社	IP	D7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発信事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1	削除			
			8-2	削除			
			8-3	削除			
			8-4	削除			
			8-5	削除			
			8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
			8-7	ア イ以外の区間: 端末系事業者 イ 着信事業者欄: 当社	端末系事業者	ア イ以外の区間: - イ 着信事業者欄: -	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-8	ア イ以外の区間: 中継事業者 イ 着信事業者欄: 当社	中継事業者	ア イ以外の区間: - イ 着信事業者欄: -	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-9	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-10	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-11	削 除			
			8-12	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	
端末系事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A8-1	削 除			
			A8-2	削 除			
			A8-3	削 除			
			A8-4	削 除			
			A8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A8-8	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B8-1	削 除			
			B8-2	削 除			
			B8-3	削 除			
			B8-4	削 除			
			B8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			B8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			B8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
端末系事業者	中継事業者、当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C8-1	削 除			
			C8-2	削 除			
			C8-3	削 除			
			C8-4	削 除			
			C8-5	削 除			
			C8-6	削 除			
			C8-7	削 除			
端末系事業者	中継事業者及び当社	IP	D8-1	削 除			
			D8-2	削 除			
			D8-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。

第1表		
発信事業者	経由事業者	着信事業者
国際系事業者	－	当社
国際系事業者	携帯電話事業者	当社
国際系事業者	当社	携帯電話事業者
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
国際系事業者	当社	IP
国際系事業者	中継事業者	当社
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP
当社	－	国際系事業者
削 除		
当社	中継事業者	国際系事業者
IP	－	当社
IP	携帯電話事業者	当社
IP	当社	携帯電話事業者
IP	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	当社	IP
削 除		
IP	中継事業者	当社
IP	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者
IP	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	中継事業者及び当社	IP
当社	－	IP
削 除		
当社若しくは当社及び特定 BWA事業者	－	MVNO
当社	－	PHS事業者
PHS事業者	－	当社
端末系事業者	PHS事業者	当社

項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号（0091番号帯を除きます。）を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
D8-6	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
C9-1	削 除			
D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・国際通話に限ります。
10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
C10-1	削 除			
C10-2	削 除			
D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
D10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
11-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
11-2	国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限ります。
12-1	削 除			
12-2	削 除			
12-3	削 除			
13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
14-1	削 除			
14-2	削 除			
14-3	IP	IP	IP	
14-4	削 除			
A14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
B14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
C14-1	削 除			
D14-1	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
15-1	削 除			
16-1	IP	IP	IP	
16-2	IP	IP	中継事業者（発側から1社目）	
16-3	削 除			
A16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
B16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
C16-1	削 除			
D16-1	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
17-1	当社	当社	－	
17-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
17-3	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
17-4	IP	当社	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570又は0180～99に限ります。）又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号（188又は189に限ります。）を使用して発信する呼に限ります。
17-5	IP	当社及びIP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限ります。）を使用して発信する呼に限ります。
17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-1	当社	当社	－	
18-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-5	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
18-6	IP	IP	中継事業者（発側から1社目）	・着信者に課金する呼に限ります。
18-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限ります。）又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号（188又は189に限ります。）を使用して発信する呼に限ります。
18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限ります。）を使用して発信する呼に限ります。
18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限ります。）を使用して発信する呼に限ります。
19-1	削 除			
A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	・直収パケット接続機能及び直収パケット接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。
20-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1～1及び項番20～1の形態に限ります。
21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5～1及び項番21～1の形態に限ります。
A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	当社	PHS事業者	B22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A23-1	削_____除			
			A23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A23-4	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
端末系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B23-1	削_____除			
			B23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			B23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
国際系事業者	PHS事業者	当社	A24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	当社	PHS事業者	B24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
IP	PHS事業者	当社	A26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	当社	PHS事業者	B26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及びPHS事業者	当社	A27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及び当社	PHS事業者	B27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
当社	—	携帯電話事業者	R1-1	アイ以外の区間:携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(着信事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	当社	R1-2	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	携帯電話事業者	R1-3	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	PHS事業者	R1-4	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	端末系事業者	R1-5	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者	IP	R1-6	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	端末系事業者	R1-7	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	IP	R1-8	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	国際系事業者	R1-9	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
携帯電話事業者	携帯電話事業者	当社	R2-1	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(発信事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼種に限りします。
当社	—	MVNO	28-1	MVNO	MVNO	MVNO	・00XY自動接続機能及び00XY自動接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限りします。

2 接続形態表

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者		利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	－	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
			1-2	削 除			
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	C1-1	当社	二		
当社	中継事業者	当社	E1-1	当社	－		・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	E1-2	当社	－		・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	PHS事業者	2-1	当社	－		
当社	－	端末系事業者	3-1	当社	－		
			3-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:二 イ 着信事業者欄:二	
			3-6	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:当社	ア イ以外の区間:－ イ 着信事業者欄:－	
			3-7	当社	端末系事業者	－	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8	ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着側:端末系事業者	ア イ以外の区間:－ イ 着側:－	・着側は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0067)に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99)に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10	端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1	当社	当社	－	
			4-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5	中継事業者	端末系事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:二 イ 着信事業者欄:二	
			4-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8	中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12	端末系事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13	端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	－	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
			5-2	削 除			
携帯電話事業者	中継事業者	当社	E5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
PHS事業者	中継事業者	当社	6-1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			6-2	削 除			
			6-3	削 除			
			6-4	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び携帯電話事業者	当社	A6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	－	当社	7-1	当社	端末系事業者	二	
			7-2	削 除			
			7-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発信事業者となる場合を除きます。
			7-4	削 除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1	当社	端末系事業者	二	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
			A7-2	当社	サービス制御事業者	二	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
			A7-3	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:二 イ 発信事業者欄:二	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
			A7-4	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:二 イ 発信事業者欄:二	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
			A7-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A7-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A7-7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社	IP	D7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1	当社	端末系事業者	二	・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
			8-2	当社	サービス制御事業者	二	
			8-3	削 除			
			8-4	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:サービス制御事業者 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:二 イ 発信事業者欄:二	
			8-5	ア イ以外の区間:当社 イ 発信事業者欄:サービス制御事業者	ア イ以外の区間:端末系事業者 イ 発信事業者欄:端末系事業者	ア イ以外の区間:二 イ 発信事業者欄:二	
			8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	

[illegible]

第1表		
発信事業者	経由事業者	着信事業者
国際系事業者	－	当社
国際系事業者	携帯電話事業者	当社
国際系事業者	当社	携帯電話事業者
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
国際系事業者	当社	IP
国際系事業者	中継事業者	当社
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP
当社	－	国際系事業者
削 除		
当社	中継事業者	国際系事業者
IP	－	当社
IP	携帯電話事業者	当社
IP	当社	携帯電話事業者
IP	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	当社	IP
削 除		
IP	中継事業者	当社
IP	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者
IP	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者
IP	中継事業者及び当社	IP
当社	－	IP
削 除		
当社若しくは当社及び特定 BWA事業者	－	MVNO
当社	－	PHS事業者
PHS事業者	－	当社
端末系事業者	PHS事業者	当社

項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号（0091番号帯を除きます。）を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85条）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
C9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・国際通話に限りします。
10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限りします。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
C10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
C10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者（発側から1社目）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
D10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
11-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
11-2	国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限りします。
12-1	削 除			
12-2	削 除			
12-3	削 除			
13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限りします。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
14-1	当社	IP	二	
14-2	削 除			
14-3	IP	IP	IP	
14-4	削 除			
A14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
B14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
C14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
D14-1	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
15-1	削 除			
16-1	IP	IP	IP	
16-2	IP	IP	中継事業者（発側から1社目）	
16-3	削 除			
A16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
B16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
C16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
D16-1	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	IP（発信事業者）	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
17-1	当社	当社	－	
17-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限りします。
17-3	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限りします。
17-4	IP	当社	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570又は0180-99に限りします。）又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号（188又は189に限りします。）を使用して発信する呼に限りします。
17-5	IP	当社及びIP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限りします。）を使用して発信する呼に限りします。
17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限りします。
18-1	当社	当社	－	
18-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限りします。
18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限りします。
18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限りします。
18-5	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限りします。
18-6	IP	IP	中継事業者（発側から1社目）	・着信者に課金する呼に限りします。
18-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限りします。）又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号（188又は189に限りします。）を使用して発信する呼に限りします。
18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限りします。）を使用して発信する呼に限りします。
18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号（0570に限りします。）を使用して発信する呼に限りします。
19-1	削 除			
A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	・直収パケット接続機能及び直収パケット接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限りします。
20-1	当社	当社	－	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限りします。
21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限りします。
A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	当社	PHS事業者	B22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A23-1	当社	サービス制御事業者	二	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
			A23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			A23-4	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B23-1	PHS事業者	サービス制御事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
			B23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			B23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
国際系事業者	PHS事業者	当社	A24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	当社	PHS事業者	B24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
国際系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・国際通話に限ります。
IP	PHS事業者	当社	A26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	当社	PHS事業者	B26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者及びPHS事業者	当社	A27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者及び当社	PHS事業者	B27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	－	携帯電話事業者	R1-1	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(着信事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者	当社	R1-2	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者	携帯電話事業者	R1-3	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者及び中継事業者	PHS事業者	R1-4	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者	端末系事業者	R1-5	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者	IP	R1-6	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者及び中継事業者	端末系事業者	R1-7	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者及び中継事業者	IP	R1-8	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
	携帯電話事業者及び中継事業者	国際系事業者	R1-9	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：当社	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：－ イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
携帯電話事業者	携帯電話事業者	当社	R2-1	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(発信事業者)	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間：携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄：－	・ローミングに係る呼種に限ります。
当社	－	MVNO	28-1	MVNO	MVNO	MVNO	・00XY自動接続機能及び00XY自動接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。